

『都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針』に関する重点事業の展開方策<概要版>

課題

- ◆2025 年に向け、社会経済と地域コミュニティの変化や生活課題・福祉課題のさらなる深刻化
- ◆平成 27 年度以降の介護、子ども・子育て、障害児・者分野の福祉制度諸改革と生活困窮者自立支援制度の本格実施への対応
- ◆社会福祉法人の経営基盤の強化対策等に関する社会的な厳しい指摘、地域での公益的な活動の促進、福祉サービスの質の向上に向けた継続的な取組の必要性

喫緊の重点課題と事業・活動の「具体的な展開方策」の共有

『都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針』

※「当面の活動展開の視点」(14項目)

喫緊の重点課題と事業展開の考え方の明確化

「重点事業の展開方策」

- ◎事業展開の考え方
- ◎具体的な展開方法
 - i 具体的方法
 - ii 財源確保
 - iii 職員体制・養成

『当面の活動方針』に掲げた「当面の活動展開の視点」をもとに、すべての都道府県社協が、必須の取組として重点課題に対応する事業展開を図ることが必要であることを提起

- ★具体的な事業の展開にあたっては、都道府県圏域・市町村圏域で社協と社会福祉法人・福祉施設が連携・協働することが重要
- 社協と社会福祉法人・福祉施設双方の‘好循環’
 - 地域での総合相談・生活支援や公益的な活動の有機的な展開が、生活課題・福祉課題の有効な解決や支援策に結びつくことを期待

重点課題

(事業)

1. 地域における生活困窮者支援対策等の総合相談・生活支援体制の取組強化
2. 社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理の強化、地域での公益的な活動の促進、福祉サービスの質の向上等の取組強化
 - (1)経営管理の強化
 - (2)地域での公益的な活動の促進強化
 - (3)福祉サービスの質の向上等の取組強化
3. 福祉人材の確保・育成・定着の取組強化

事業展開の考え方

※3つの重点課題について「事業展開の考え方（検討の視点・ポイント）」を踏まえ、具体的な展開方策（i 具体的方法、ii 財源確保、iii 職員体制・養成）を提示。

重点課題1. 地域における生活困窮者支援対策等の総合相談・生活支援体制の取組強化

- 生活困窮者自立支援制度をはじめ地域における総合相談・生活支援体制の取組強化に関する共通理解、認識を広める。
- 生活困窮者自立制度の本格施行に向けた市区町村社協や社会福祉法人の取組支援・調整を強化する。（モデル事業推進、相談支援内容と実績の状況把握・課題整理、地方公共団体への働きかけと対応の協議 等）
- 町村部（福祉事務所設置自治体以外等）における生活困窮者自立支援体制の構築に向け、事業を実施する町村社協への支援を含めた事業展開を検討し、実施する。また、必要に応じて都道府県社協が直接事業実施を担う場合には、当該町村・社協等との十分な調整・連携のもと事業を展開する。
- 生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、成年後見・権利擁護、地域生活定着支援センター等関係事業による生活困窮者支援や社会的孤立対策をはじめとする重層的な相談支援体制を構築する。
- 相談・支援に係る社協の専門職の人材確保・養成と職員体制を強化する。
- 介護保険制度については、介護予防、生活支援サービスの基盤整備を進め地域における地域包括ケア体制の構築をめざし、社協や社会福祉法人における地域包括支援センターへの支援体制の強化、住民の主体的な福祉活動の推進、医療・介護・福祉の連携のあり方の検討などの取組をもって、地域の福祉基盤づくりを推進する。
- 生活困窮者自立支援事業の本格実施においても、多様なニーズに対応するために制度外の支援や住民の助け合い活動、生活支援サービスなどの新たな資源づくりが求められることから、介護保険制度の見直しにともなう新しい地域支援事業への取組などを通じて総合相談・生活支援体制を強化する。

重点課題2. 社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理の強化、

地域での公益的な活動の促進、福祉サービスの質の向上等の取組強化

(1) 経営管理の強化

- 社会福祉法人（福祉施設・事業所、市区町村社協）の経営管理体制を強化するための関連事業（指導事業、各種研修等）を拡充・強化する。
- 社会福祉法人・福祉施設及び、市区町村社協の経営に関する情報公開の徹底を促進する。
- 都道府県社協の経営管理の強化と透明性の確保を進める。

(2) 地域での公益的な活動の促進強化

- 社会福祉法人・福祉施設の機能・専門性を活かした地域における公益的な活動の取組を強化する。
- 都道府県社協と経営協・種別協議会、及び複数の社会福祉法人・福祉施設の連携・協働による地域での公益的な活動に関する事業・取組を拡充・強化する
- 市区町村における社会福祉法人・福祉施設、社協、民生委員・児童委員の協働による事業の取組を強化する。
- 社協と社会福祉法人・福祉施設との連携等のため、市区町村社協への施設連絡会等組織化を促進する。

(3) 福祉サービスの質の向上等の取組強化

- 都道府県における福祉サービス第三者評価の受審促進（社会福祉法人・福祉施設への働きかけ、評価事業の実施、評価機関の資質の向上等）及び、福祉施設・事業所向けの質の向上に係る研修を実施する。
- 福祉サービスの苦情相談体制（運営適正化委員会事業）を強化する。
- 経営協・種別協議会への働きかけと各種研修を充実・強化する。

3. 福祉人材の確保・育成・定着の取組強化

- 都道府県域における社協等関係組織の連携・協力による福祉人材の確保、育成・定着のための取組みを強化する。
- 都道府県域を越えた広域的な社協等関係組織の連携・協力による福祉人材の確保を進める。
- 社会福祉法人・福祉施設、社協等での「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり」を推進する。
- 介護、子ども・子育て、障害児・者支援などを支える福祉分野の社会的意義と本質について、国民的な理解を得るため、広報活動等を推進する。